

社会福祉活動助成事業実施要綱

1、目的

町内において社会福祉の向上をめざした福祉活動やボランティア活動の振興に資するため、活動を実践している団体の事業に対し助成を行うことを目的とする。

2、実施主体

社会福祉法人 中標津町社会福祉協議会

3、対象団体の要件

助成を受けることのできる実践団体は次の各号にすべて該当するものとする。

- (1) 団体の活動が広く地域福祉の向上を目的としているもの
- (2) 自主的な活動として会員会費制を導入している団体であること
- (3) 他の団体・個人（会員個人も含む）に対して、助成金等を支出していないこと
- (4) 事業予算の4分の1は他の財源（民間助成金・自主財源等）を活用していること
- (5) 1年以上の活動実績があるもので、構成する会員が最低5人以上有すること
- (6) 特定の政治団体、宗教団体などから独立していること

4、助成の対象事業

- (1) 地域の人のために広く活用される活動・事業であること（単年度事業、継続事業を問わない）

5、助成の対象とならない費用

- (1) 会員限定の研修会開催および会員の研修会への参加経費、それに係る交通費等
- (2) 団体等の運営に係る費用
- (3) 飲食費（会議等のお茶、菓子、講師の弁当代、食材料費を除く）

6、助成金

- (1) 1件（1団体）の助成額は、助成対象経費の4分の3以内とし30万円を限度とする。
- (2) 助成金の総額は本会の予算の範囲内とする。

7、申込条件

- (1) 助成の対象となるのは当該年度に実施完了する事業とする。
- (2) 申請書類を提出した団体は、指定した期日に公開ヒアリングを受けなければならない。正当な理由なく公開ヒアリングを受けなかった団体は申請の取下げとみなす。ただし、継続事業の場合は書類審査のみとすることができる。

8、事務処理

助成金の事務処理に関しては、この要綱に定めるもののほか、中標津町社会福祉協議会助成金交付規程の定めるところによる。

9、特例措置

本会が特に必要と認めた団体においては、上記の限りではなく別に助成できるものとする。

10、その他

この要綱に定めのない事項については、これは本会会長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成17年2月1日より施行する

この要綱は、平成22年2月1日より一部改正施行する

この要綱は、平成24年2月1日より一部改正施行する

この要綱は、平成25年4月1日より一部改正施行する

この要綱は、平成27年4月1日より一部改正施行する。